

お気軽にご相談ください 要予約 電予 予約は電話のみ 4月の各種無料サポートガイド

相談名	日時	場所	問い合わせ・申し込み先
弁護士相談	4月13日(水) 午後1時30分～4時30分 (受付 4月5日(火) 午前8時30分～) 4月26日(火) 午後1時30分～4時30分 (受付 4月19日(火) 午前8時30分～) 5月10日(火) 午後1時30分～4時30分 (受付 5月2日(月) 午前8時30分～) 電予 いずれも先着6人	市役所2階 A会議室	人権・市民生活課 TEL(36)5566・(36)5881 ※市役所代表電話(33)3111では 予約できません
司法書士相談	20日(水) 午後1時30分～4時30分 先着6人(受付 12日(火) 午前8時30分～)		
行政相談	14日(木) 午後1時30分～4時	市役所4階 第2委員会室	
人権相談	14日(木) 午後1時～4時 28日(木) 午後1時～4時	市役所2階 A会議室 市役所4階 第2委員会室	人権・市民生活課 TEL(36)5881・FAX(36)5553
福祉の総合相談・ 生活困窮の相談	月～金曜 午前8時30分～午後5時	市役所2階 援護課窓口	福祉暮らし仕事相談室 TEL(36)5583・FAX(32)6518
職業相談 (求人票の配布、就職な どにかかる相談)	12日(火) 午前9時30分～11時30分 12日(火) 午後1時30分～3時30分 月～金曜 午前8時30分～午後5時	八幡子どもセンター 八幡東子どもセンター ハローワークプラザ近江八幡	商工労政課 TEL(36)5517・FAX(46)5320 ハローワークプラザ近江八幡 TEL(33)8609
キャリアカウンセリング (仕事・働き方悩み相談) 予	25日(月) 午後5時～8時	アクティ近江八幡	商工労政課 TEL(36)5517・FAX(46)5320
創業個別相談	4月4日(月) 午前9時～午後8時 5月9日(月) 午前9時～午後8時 予	近江八幡商工会議所 安土町商工会	近江八幡商工会議所 TEL(33)4141 安土町商工会 TEL(46)2389 商工労政課 TEL(36)5517・FAX(46)5320
農業相談	4月1日(金)、5月はありませ ん 午前9時30分～11時30分	総合支所 消防司令室	農業委員会 TEL(36)5520・FAX(46)5320
介護者のつどい	21日(木) 午後1時30分～3時 ※高齢のご家族を介護されている人が対象	ひまわり館2階 研修室3	長寿福祉課 TEL(31)3737・FAX(31)3738
教育相談	月～金曜 午前9時～午後4時30分 ※幼児・小・中学生とその保護者対象	教育相談室(マナビィ2階)	教育相談室(マナビィ2階) TEL(37)8877
保育人材バンク 『出張就職相談』 予	15日(金) 午前10時～正午、午後1時～4時	滋賀マザーズジョブステーション (県立男女共同参画センター)	【問】滋賀県保育士・保育所支援センター TEL 077(516)9090 【申】滋賀マザーズジョブステーション TEL(36)1831
一日年金相談所 予	14日(木) 午前10時～午後4時	市役所4階 第1委員会室	草津年金事務所お客様相談室 TEL 077(567)1311
心配ごと相談	月～金曜の偶数日 午後1時～4時	ひまわり館1階 相談室1	
福祉の困りごと相談	月～金曜(祝日を除く) 午前8時30分～午後5時	ひまわり館	近江八幡市社会福祉協議会 TEL(32)6111・FAX(36)6910
退職男性のための 地域活動相談	25日(月) 午後1時～3時	ひまわり館	近江八幡市社会福祉協議会 TEL(31)2677・FAX(36)6910
ボランティア・ 地域福祉活動相談	月～金曜(祝日を除く) 午前8時30分～午後5時		
保護司相談	26日(火) 午後1時～4時	近江八幡・竜王更生保護サポ ートセンター(総合支所3階)	近江八幡保護区保護司会 TEL(46)3141(内線345)
税務相談 予	4月14日(木)、5月12日(木) 午前10時～午後4時	(公社)近江八幡納税協会 (近江八幡商工会議所2階)	(公社)近江八幡納税協会 TEL(33)4121・FAX(36)8415
相続等くらしの問題 行政書士無料相談	22日(金) 午後1時30分～3時30分	滋賀中央信用金庫本店	県行政書士会湖東支部(江南事務所) TEL(47)7517・FAX(47)8507
無料健康相談	1日(金)・7日(木)・13日(水)・19日(火)・25日(月) 午前9時～11時	滋賀八幡病院	滋賀八幡病院 TEL(33)7101・FAX(32)7725



近江八幡市消費生活センター発

高校生でも、もう大人!?

～4月1日から成人年齢は18歳になります～

【事例】高校3年生18歳の話

友達と2人で動画サイトを見ていたら「初回お試し100円」というダイエットサプリの広告が表示された。2人ともスマホから注文したが、あとから5回継続することが条件の定期購入だとわかった。支払いの総額は3万円で、自分たちのお小遣いでは払いきれないので解約しようと電話をかけた。すると、17歳の友達は解約できたのに18歳の自分は解約できなかった。

今年の4月1日から成人年齢が20歳から18歳に引き下げられます。「大きな違いはないのでは」と思われるかもしれませんが、契約の面では成年か未成年かは非常に大きな違いです。なぜなら民法には、「未成年者が保護者の同意を得ずにした契約は原則取り消しができる」という「未成年者取消権」があるからです。そのため事例のケースでは、まだ17歳だった相談者の友人は取り消しが認められ、18歳の相談者は取り消しができなかったということです。

成人に達すれば親の同意なしにさまざまな契約ができるようになりますが、それは契約に伴う責任を自分で負うということを意味します。いったん成立した契約は容易に取り消すことはできません。安易に契約せず、事前に十分検討し周りの人にも相談してください。



成人年齢
20歳→18歳のため

契約の取り消し

消費者トラブルで困ったらご相談ください!
近江八幡市消費生活センター(人権・市民生活課内)
TEL(36)5566・FAX(36)5553

いやや
消費者ホットライン 188



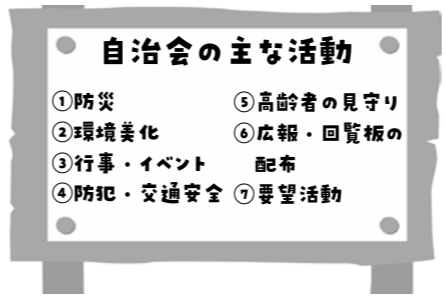
1限目: 自治会とは?

皆さんは地域にある自治会の役割や活動をご存じですか。自治会は、地域の人たちとの交流や、困りごとの解消、共通利益の実現など、住みやすい地域づくりを目的として活動する、地縁(同じ地域に住んでいる縁)に基づく組織です。

これらの活動は自治会が主となって、または学区のまちづくり協議会や行政・企業などと一緒に、地域住民が協力・助け合いなどをしながら、住みやすい地域を作るために取り組んでいます。このようにして、みんなが快適に暮らせる生活環境が維持されています。

つまり、地縁組織である自治会は、身近な生活環境を整えるための最も基本的な組織といえます。

来月からは、「自治会ってこんなことをしているよ」、「もし、自治会がなかったら…」というような切り口から、自治会の役割や活動をお伝えします。



自治会加入を希望する人は、地域の自治会を紹介します!

問 まちづくり協働課 TEL(36)5552・FAX(36)5553